

**改正**

平成19年4月1日規則第29号

平成25年4月1日規則第38号

平成25年6月28日規則第49号

平成26年6月30日規則第45号の2

平成28年4月1日規則第64号

福井市指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、福井市附属機関設置条例(平成10年福井市条例第18号)第4条の規定により、福井市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 経営分析等について専門的な知識を有する者 4人
- (2) 当該施設について優れた経験及び知識を有する者 3人以上

(所掌業務及び委員構成)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定管理者候補の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の事業内容の評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める委員の構成により審査を行うものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる事項 前条第1号に掲げる者として委嘱された委員(以下「第1号委員」という。)及び同条第2号に掲げる者として委嘱された委員(以下「第2号委員」という。)
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる事項 第1号委員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、第1号委員については2年以内とし、第2号委員については委嘱の日から当該施設における地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項に定める議決の日までの

期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす場合に開くことができる。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる事項 第1号委員及び第2号委員のそれぞれ過半数の出席

(2) 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる事項 委員の過半数の出席

4 委員会の決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

**第8条** 委員は、指定管理者の指定を受けようとするもの又は指定管理者と利害関係を有する場合その他審査の公正を妨げるべき事情がある場合は、議事に加わることができない。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める所属において処理する。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる事項 当該施設を所管する所属

(2) 第3条第1項第2号に掲げる事項 総務部総合政策課

(3) 第3条第1項第3号に掲げる事項 総務部総合政策課と当該施設を所管する所属との協議  
によって定めた所属

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年規則第29号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年4月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年6月28日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年6月30日規則第45号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成28年4月1日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。